居宅療養管理指導重要事項

1. 指定事業所名　　医療法人社団愛信会　佐倉中央病院
2. 千葉県指定事業所番号　１２１４２１０３９９
3. 事業所所在地　　千葉県佐倉市栄町２０-４
4. ＴＥＬ　　０４３-４８６－１３１１
   ＦＡＸ　　０４３-４８６－１３１４

5. 運営の方針
   ① 佐倉中央病院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
   ② 指定居宅療養管理指導の実施に当っては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

6. 職員の職種、員数
   指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
   医師　　８名（専任常勤　６名　非常勤　２名）
   看護師　１名（専任常勤　１名）

7. 営業日及び営業時間
   事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
   ① 月曜日から金曜日　　9：00～12：00　　13：30～17：00
   ② 土曜日　　9：00～12：30
   ※ 土曜日の午後、日曜日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。

8. 事業の内容
   ① 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
   ② 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
   ③ 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
   ④ その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

9. 利用料等
   指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。
   ① 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その額の１割又は２割又は３割

とする。

② 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費を徴収する。

③ 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

医師が行う 居宅療養管理指導費（Ⅱ）	単位数 （1回）	1割 （円）	2割 （円）	3割 （円）
単一建物居住者 1人に対して行う場合	299単位	299円	598円	897円
単一建物居住者2人以上 9人以下に対して行う場合	287単位	287円	574円	861円
上記以外の場合	259単位	260円	520円	780円

10. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、佐倉市、酒々井町、四街道市、印西市、成田市とする。

11. 苦情処理

居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

・苦情等相談窓口：地域連携室　吉井　　電話番号：043-486-1311

12. 守秘義務

医師には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。

介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

13. その他運営に関する重要事項

① 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

② 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。